



酒田市地域防災計画・酒田市国民保護計画への意見募集(変更案)(パブリックコメント)

●お問い合わせ／市危機管理課
危機管理係 ☎26・5701

意見募集期間／4月16日(木)～5月7日(木)
公表資料の備え付け場所／市役所2階危機管理課、同1階行政情報閲覧コーナー、各総合支所地域振興課

意見を提出できる方／本市に住所を有する方、本市に事務所や事業所を有する方、本市の事務所や事業所に勤務する方、本市の学校に在学する方、本市に納税義務のある方、意見募集に係る事案に利害関係を有する方

意見の提出方法／直接持参するか郵便、ファクシミリ、Eメールで、〒998-8540(住所不要)酒田市危機管理課へ ☎22・5464、Eメール kikikanri@city.sakata.lg.jp

◆詳しくは公表資料をご覧ください。公表資料は市ホームページにも掲載します。

◆個々の意見に対する直接回答は行いません。

住宅用太陽光発電システム設置に補助金を交付します

●お問い合わせ／市環境衛生課
環境保全係 ☎31・0933

対象／【申請者】次の全てに該当する方 ●本市に住所を有する ●電力会社と電灯契約をしている ●契約または施工が市内の事業者 ●工事着工前に申請し、補助金交付決定後に着工する ●平成28年3月31日までに実績報告書を提出できる

【システム】次の全てに該当するもの ●個人が自ら居住する市内の住宅などに新規に設置する ●低圧配電線と逆流ありで連系し、太陽電池の公称最大出力の合計が10キロワット未満 ●太陽光発電システムが一定の機能を有する ●未使用品である

補助金額／太陽電池の公称最大出力(キロワット)に2万5千円を掛けた額で、上限24万9千円(千円未満切り捨て)
交付時期／市の工事完了確認後
申し込み／市環境衛生課環境保全係(広栄町三丁目) ☎31・0933または市役所3階建築課確認審査係 ☎26・5749で先着順(予算額に達した時点で締め切り)

◆県の太陽光補助金の交付を受け

る方も申し込みできませんが、同じ工事に対して本市の他の補助金を重複して受けられない場合があります。

◆詳しくは市環境衛生課へお問い合わせしてください。

酒田希望音楽祭2015に参加しませんか

●お問い合わせ／市文化スポーツ振興課
芸術文化係 ☎26・5778

本市では「音楽と芸術が自然にとけあう潤いのあるまちづくりをすすめる、酒田市を全国に発信していくこと」を目的に酒田希望音楽祭を開催しています。主催事業に加えて、支援事業・協賛事業として市民の皆さんの音楽の企画を支援します。



音楽の企画を支援します

【①支援事業】対象／定期開催していない市民向けの音楽関係の事業、音楽家を志す若手育成などに寄与する事業、定期開催して記念事業に該当する市民向けの音楽関係の事業 ▼支援内容／事業当

日の会場使用料を5割減免し、10万円を上限に助成。備品使用料5割減免

【②協賛事業】対象／定期開催している市民向けの音楽関係の事業や開催実績のある事業 ▼支援内容／当日会場使用料および備品使用料5割減免

【①②共通】開催期間／おおむね6月～11月末 ▼対象／希望ホールで開催する事業 ▼申し込み／6月30日(火)までに所定の申込用紙に記入し、事業の予算書および計画書(任意様式)を添えて、〒998-8540(住所不要)酒田市文化スポーツ振興課内、酒田希望音楽祭実行委員会事務局へ。希望ホール事務局でも受け付けします(月曜日休館)

◆申込用紙は希望ホールにあるほか、市ホームページおよび希望ホールホームページからダウンロードできます。

◆チラシ、ポスター、プログラムなどに希望音楽祭ロゴマークを入れ、事業のPRに協力をお願いします。

◆ホールの予約申し込みは事業実施主体で行ってください。

◆①②ともに実行委員会での申し込み内容を審査の上決定します。



議会報告会を開催します

●お問い合わせ／市議会事務局議事調査係 ☎26-5770

市議会では、市民の皆さんに議会の活動状況を報告し、市政全般にわたって自由に意見交換を行う「議会報告会」を開催しています。

4月は、右表の地区にお住まいの方を対象に開催します。

今後、他の地区でも開催予定ですので、日程が決まり次第、本紙や市議会ホームページなどでお知らせします。

日 時		場 所	対象地区
4月21日 (火)	午後2時～	琢成学区コミュニティ防災センター	松陵、琢成、西荒瀬
	午後3時～	若浜学区コミュニティ防災センター	若浜、浜田、東平田、中平田、北平田
4月22日 (水)	午後4時～	港南コミュニティ防災センター	松原、亀ヶ崎、港南
4月24日 (金)	午後1時30分～	本楯コミュニティセンター	上田、本楯、南遊佐、観音寺、一條、大沢、日向

◆時間は90分程度です。

国民健康保険税の税率が改正されました

●お問い合わせ／【国保税の賦課】市税務課税制係 ☎26-5711 【制度全般】市国保年金課国保係 ☎26-5727

本市の国民健康保険(以下「国保」)の1人当たりの医療費は、毎年増加しています。また国保加入者の減少による国保税の減収などによって、平成20年度から単年度収支が赤字となり、国保会計の貯金である基金を取り崩して対応してきました。さらに本年度は、制度改正などによる収入(国・県の補助金など)の減少や支出(医療費など)の増加が見込まれ、今後の国保運営が財政的に大変厳しい状況となります。

基金は5年前の約半分に減少しており、このままでは皆さんに安心して医療機関を受診していただくための健全な国保運営は厳しいことから、国保運営協議会、市議会3月定例会での慎重な審議を経て、平成27年度の国保税の税率を次の通り改正しました。

改正内容

●1人当たりの平均引き上げ率

医療分が増加し、後期高齢者支援金等分(以下「支援金等分」)および介護分が減少したことにより、平均で約9.93%の引き上げとなります。

◆所得金額や固定資産税額により、平均の引き上げ率とは異なる場合があります。

◆国保税の計算方法や軽減制度などの具体的な内容は、今後発行する本紙などでお知らせします。

国保税は、医療分・支援金等分・介護分の3つの要素を合算したものです。

医療分/国保被保険者の医療費の支払いに充てるもの 支援金等分/後期高齢者医療制度の運営を支援するため、被保険者が負担するもの
介護分/介護保険制度の運営に充てるため、40歳～64歳の被保険者が負担するもの

●平成27年度の国保税の税率(年額)

○医療分(国保加入者全員) 世帯の合計金額が51万円を超えたときは、51万円が限度額です

応能割(世帯の負担能力に応じた負担分)		応益割(受益に応じた負担分)	
所得割	資産割	均等割	平等割
(平成26年中の所得金額－33万円)×税率	当年度の土地・家屋に係る固定資産税額×税率	同一世帯の被保険者1人当たり	1世帯当たり
(旧) 7.1% → (新) 8.4%	(旧) 12.4% → (新) 15.4%	(旧) 21,800円 → (新) 28,500円	(旧) 17,100円 → (新) 21,800円

○支援金等分(国保加入者全員) 世帯の合計金額が16万円を超えたときは、16万円が限度額です

所得割	資産割	均等割	平等割
(旧) 2.8% → (新) 2.6%	(旧) 5.2% → (新) 5.3%	(旧) 8,300円 → (新) 8,900円	(旧) 6,500円 → (新) 6,700円

○介護分(40歳～64歳の国保加入者) 世帯の合計金額が14万円を超えたときは、14万円が限度額です

所得割	資産割	均等割	平等割
(旧) 2.8% → (新) 2.6%	(旧) 7.2% → (新) 6.2%	(旧) 11,100円 → (新) 11,200円	(旧) 6,000円 → (新) 5,800円